

控

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書(甲号証)

2008(平成20)年2月29日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 寿 男



ほか39名

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲11	意見書	2008.2.26	嶋津暉之	<p>① 経歴等 作成者が工場等の水使用実態の調査を行った経験を有すること。 作成者が東京都公害局(当時)において事業所に対する水使用合理化のための指導を担当し、指導を進めた結果、水使用量が大幅に減少したこと。 神奈川県の一日最大配水量が、1997年以降、作成者が一日最大配水量の実績を分析して行った水需要予測(余裕を見た値)を下回る数値で推移しており、作成者の知見の正しさが裏付けられたこと。 徳山ダム対象地域の水需要実績が、1999年以降、作成者がウォータープラン21に沿って予測した水需要をも下回る数値で推移しており、作成者の知見の正しさが裏付けられたこと。</p> <p>② 群馬県の水需給計画について 群馬県では具体的な水需給計画が策定されていないという被告の主張自体不可解なこ</p>	写し

				<p>と。 群馬県ではひそかに水需給計画が策定されているが、同計画上の予測も実績を無視した過大予測であること。</p> <p>上記過大予測は、一人一日平均給水量の減少傾向及び負荷率の上昇傾向を無視することに起因していること。</p> <p>群馬県は、水道行政の効率性に関する指標である有収率と利用量率を効率的な数字に変えていき、効率的な水道行政を進めようとしていること。</p> <p>水源の振り替えが可能である県営水道対象地域において現状の保有水源で十分な余裕があり、新たな水源確保が不要であること。</p> <p>③ 広桃用水転用水利権の冬期手当のためにもハッ場ダムへの参加は不要であること</p> <p>利根川では冬期に取水量が激減し、また冬期の渇水はきわめてレアケースである。さらに冬期の栗橋地点における正常流量は根拠がなく、国交省自身も実際には冬期の渇水を軽視していることから、広桃用水転用水利権には現状のままで利水面において何の支障もないこと。</p> <p>④ 地下水の利用増加は可能であること</p> <p>群馬県の計画でも水道用地下水の利用はほぼ現状維持で、地盤沈下対策は目標値を達成していること。</p> <p>⑤ 全国の水事情とダムの状況</p> <p>首都圏レベルでも全国レベルでも都市用水の需要は減少の一途を辿っていること。</p> <p>日本におけるダム計画は、深刻な財政危機やダム反対運動の拡がりなどから数多くが中止となっていること。</p> <p>⑥ その他、原告の利水に関する主張全般</p>	
--	--	--	--	---	--

以上